# YOKOGAWA　カード会員規約

## I.共通条項

**第1条（会員）**

(1) 本会員とは、本規約を承認の上、日立キャピタル株式会社（以下「当社」といいます）に入会を申込み、当社が入会を承認した方をいいます。

(2) 家族会員とは、代金の支払いその他本規約に基づくすべての責任を引き受けることを本会員が承認した同居の家族で、本規約を承認の上、当社にカードの発行を申込み、当社が承認した方を家族会員（以下「本会員」と「家族会員」をあわせて「会員」といいます）をいいます。

**第2条（カードの貸与・有効期間）**

(1) 当社は、以下に定めるクレジットカード（以下「カード」といいます）のうち会員が申込み時に指定したカードを会員に貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
①当社と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます）との提携に基づき当社およびJCBの加盟店で利用できるYOKOGAWAカード（JCB）
②当社とMasterCard Worldwide（以下「MasterCard」といいます）との提携に基づき当社およびMasterCardの加盟店で利用できるYOKOGAWAカード（MasterCard）

(2) 会員は、カードを貸与されたときにはただちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを利用、管理するものとします。

(3) カードおよびカード上にある会員氏名・カード番号・有効期限等（以下「カード情報」といいます）は、カード券面上に表示された会員本人のみが利用でき、他人に貸与・付与・預入・譲渡・質入・担保提供等に利用することなど、第三者への占有の移転等はできません。

(4) 会員の資格およびカードの有効期限は、当社が指定し、カードに表示します。なお、カードの有効期限の2カ月前までに本会員より退会の申し出がなく、当社が引続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。

(5) 会員が第2項または第3項に違反し、他人にカードを利用されたことにより生じた損害は、本会員が負担するものとします。

**第3条（カードの再発行）**

(1) 会員が紛失、盗難、毀損、滅失等によりカードの再発行を申し出たときは、当社は審査の上、認めた場合に限りカードを再発行します。

(2) 本会員は、当社がカードを再発行したときには、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

(3) 当社がカード情報の管理、保護等業務上必要と判断しカードを再発行する場合、再発行カードの会員番号が変更されることにつき了承するものとします。

**第4条（暗証番号）**

(1) 会員は入会の申込時に暗証番号（会員以外の者が知りえない4桁の数字）を当社に届出るものとします。その際、会員は暗証番号に「0000」、「9999」等の同一数字の繰り返しや連続した番号および生年月日、電話番号、自宅住所、自動車登録番号等他人に容易に推測される番号以外のものを選択するものとします。

(2) 第1項による届出がない場合は、当社の指定した暗証番号を登録することを予め承諾するものとします。また、当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社は別の暗証番号の登録を求めることがあり会員はこれに従うものとします。ただし、当社は暗証番号の適正性を判断する義務は負いません。

(3) 暗証番号（当社ホームページにアクセスするためのID番号やパスワードを付与された場合はこれを含みます）は、他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、会員の故意または重大な過失により生じた損害については本会員が負担するものとします。ただし、登録された暗証番号について会員に故意または過失がないと当社が認めた場合には負担を求めないものとします。

(4) 会員は所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

**第5条（カードの機能）**

会員は、本規約に定める方法、条件等によりカードを使用することによって本規約Ⅲ（カードショッピング条項）に定める機能を利用することができます。また、カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

**第6条（付帯サービス等）**

(1) 会員は、当社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます）を当社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面またはその他の方法により通知または公表します。

(2) 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。

(3) 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。

**第7条（年会費）**

本会員は、毎年当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとします。また、年会費のみのご請求については利用明細書の発行を省略させて頂く場合があります。



**第8条（届出事項の変更）**

(1) 会員は、当社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預貯金口座等について変更があった場合、または会員に係る後見人、補佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、所定の届出書により当社に通知するものとします。

(2) 会員は、第1項による住所、氏名の変更の通知を怠ったことにより、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、第1項の住所、氏名の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

**第9条（カードの紛失・盗難等）**

(1) 会員は、カードの紛失や盗難等にあった場合、速やかに当社に連絡の上、最寄りの警察署にその旨を届出るとともに、当社所定の手続きを行うものとします。

(2) 会員は、理由の如何にかかわらずカードを第三者に使用された場合の損害を負担するものとします。ただし、次の各号の何れにも該当しない場合に限り、当社に対する第1項による届出日の60日前以降に生じた不正使用による損害は、当社が負担するものとします。
①会員が第2条第2項および第3項に違反したとき。
②会員の家族、同居人、留守人またはこれらの関係者がカードを使用したとき。
③会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
④紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
⑤カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第4条第3項ただし書きの場合を除きます）。
⑥会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
⑦戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
⑧その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

(3) 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。ただし、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担とします。

**第10条（支払方法）**

(1) 本規約に基づく会員のショッピング利用代金および年会費等の支払債務は、本会員が予め指定した金融機関等の預貯金口座から自動振替の方法により支払うものとします。

(2) 本会員の都合により第1項の方法による引落がなされなかった場合、本会員は当社の指定する預貯金口座への振込、その他当社の定める方法により支払うものとします。

**第11条（支払債務の充当順位）**

本会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、当社所定の順序、方法により何れの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いに係る債務については測額販売法第30条の5の規定によるものとします。

**第12条（カード利用可能額）**

(1) カードの利用可能額は、当社が定めた金額とします。ただし、当社が必要と認めた場合は、いつでも利用可能額を増額もしくは減額することができるものとします。この場合、本会員が増額を希望しない旨の申し出があったときには増額をしません。

(2) 会員は、本会員および家族会員によるショッピング利用代金、支払回数が3回以上でかつ当社所定の支払回数の分割払い（以下「分割払い」といいます）およびリボルビング払いの手数料、年会費、その他当社が提供するすべてのカード機能に関する利用金額および手数料等の未払債務の合計額が、カード利用可能額を超えない範囲でカード利用をすることができます。

(3) 会員は当社が特に認めた場合を除き、利用可能額を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認を得ずに利用可能額を超えてカードを利用した場合は当社の判断により利用可能額を超えた金額、または残債務全額を一括して支払うものとします。

(4) 会員が、当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合には、それぞれのカード毎に利用可能額が定められます。
ただし、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払い等ショッピング利用から支払までの期間が2月を超える利用の場合は、貸与を受けたいずれのカードを利用しても全てのカードの利用可能額から当該利用額が差し引かれます。

**第13条（退会）**

(1) 本会員が、その都合により退会するときは、当社にその旨の届出を行うものとし、本規約に基づく一切の支払債務を完済し、かつ第2項に定める義務を履行したときをもって退会とします。なお、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会を届出たものとみなします。

(2) 会員は、退会の届出を行った後、貸与された全てのカードについて当社が特に指示をした場合を除き、ただちに磁気ストライプおよび該当の場合にはICチップを切断するなど利用不能の状態にした上で、会員の責任において破棄するものとします。

(3) 当社が第2条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、当社は、当該会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うことができるものとします。

**第14条（カードの利用停止と会員資格の喪失）**

(1) 会員が、次の何れかに該当したときは、当社は会員に通知することなくカードの利用を停止し、または会員資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。なお、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。また、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも本会員は支払義務を負うものとします。
①入会時に虚偽の申告をした場合。
②本規約の何れかに違反した場合。
③本規約に基づく支払債務、もしくは当社に対する一切の債務の何れかの履行を怠った場合。
④第15条各項の何れかに該当した場合。
⑤会員の信用状態に重大な変化が生じ、または生じる恐れがあると当社が認めた場合。
⑥当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
⑦第三者による利用、換金を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用する等、カードの利用状態が適当でないと当社が判断した場合。
⑧当社が会員への通知・連絡ができないと判断した場合。
⑨その他当社が会員として不適当と判断した場合。

(2) 会員が第1項に該当し、当社よりカードの返却を求められたときは、会員はただちに貸与された全てのカードを切断するなど利用不能の状態にした上で、返却するかまたは会員の責任において破棄するものとします。

(3) 会員が複数枚の当社のカードの会員となっている場合において、その何れか一つのカードについて第1項各号の何れかひとつに該当した場合、会員の保有する全てのカードおよびカード会員資格について、前2項が適用されるものとします。

**第15条（期限の利益の喪失）**

(1) 会員が、次の何れかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。
①カードショッピング利用による債務（1回払いの場合に限る）の支払いを延滞したとき。
②リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いのカードのショッピング利用による債務の支払いを延滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いがなかったとき。
③自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
④差押、仮処分、仮差押などの申立てまたは滞納処分を受けたとき。
⑤破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。

(2) 会員が、次の何れかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額をただちにお支払い頂くものとします。
①基本契約もしくは本規約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。
②その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

**第16条（規約の変更）**

(1) 本規約を変更する場合は、予め本会員に変更事項を当社ホームページ（http://www.hitachi-card.com）での告知その他当社所定の方法によりお知らせいたします。なお、異議がある場合には、お知らせの後3ヵ月以内に当社に申し出るものとし、期間内に申し出がない場合は、会員は変更内容を承認したものとみなします。

(2) 会員が第1項による変更内容を承認しないときは、退会することができるものとし、その場合は第13条の定めに従うものとします。

(3) 当社は、金融情勢等の変化により年会費、手数料率、遅延損害金率、費用等を一般に行われる程度に変更する場合があります。この場合、会員は第1項にかかわらず変更通知が本会員に到達時より、その時点における残高金額に対して変更内容が適用されることを了承するものとします。

**第17条（その他承諾事項）**

(1) 会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を、当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社・信託銀行または債権回収会社（以下これらを総称して「金融機関等」といいます）に譲渡もしくは担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権および権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。この場合、当社は、金融機関等に対し、当該債権の管理回収のために必要または有益となる個人情報を提供することができるものとし、会員はこれに同意します。

(2) 会員は、当社が再振替等の連絡事務等を日立キャピタル債権回収株式会社に委託することを予め承諾するものとします。

**第18条（反社会的勢力の排除）**

(1) 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
①暴力団
②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
③暴力団準構成員
④暴力団関係企業
⑤総会屋等
⑥社会運動等標ぼうゴロ
⑦特殊知能暴力集団等
⑧前各号の共生者
⑨その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、会員が（1）若しくは（2）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるクレジットカードの入会申込みを謝絶、又は本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。クレジットカードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。

(4) 会員が（1）若しくは（2）のいずれかに該当した場合、（1）若しくは（2）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

**第19条（準拠法）**

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

**第20条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）**

会員は、日本国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、または外国でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

**第21条（合意管轄）**

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、支店・営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## II.本人確認条項

**第22条（本人確認）**

申込みの際に当社が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます）に基づき本人確認を求めた場合、会員は以下の内容に同意するものとします。

(1) 会員は、運転免許証等の公的証明書（以下「証明書」といいます）、または その写しの提示・提出を求められた場合、これに協力すること。

(2) 当該証明書の内容を当社が確認すること及びその証明書に基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。

(3) 当社は、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携金融業等に対して本人確認業務を委託する場合があること。

(4) 当社が会員より証明書の写しを受領した場合には、犯罪収益移転防止法で当該書類の保存が義務付けられているため会員には返却しないこと。

(5) 本人確認業務にご協力いただけないときは入会を断る場合やカードの利用を制限する場合があること。

## III.カードショッピング条項

**第23条（カード利用）**

(1) 会員は、当社と契約している加盟店並びにMasterCard、JCB（以下「提携機関」といいます）の加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」といいます）。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。

(2) 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、会員は当社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

(3) 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、会員番号等の変更があり、かつ当該変更後においても当該役務の対価をカードで決済するために当該変更に係る情報（以下「変更情報」といいます）を加盟店に通知することが必要であると当社が判断したときは、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店に対し通知することを予め承認するものとします。

(4) 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によっては当社の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当社に対してショッピング利用に関する照会を行うこと、および当社が電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認することをいずれも予め承認するものとします。なお、貴金属、金券類、パソコン等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。

(5) 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用してはなりません。

(6) ショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社または提携機関が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において、会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届出た情報と会員が届出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員は予め承認するものとします。

(7) ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いのうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべて1回払いを指定したものとして取り扱われます。

(8) 日本国外のMasterCard、JCBに加盟する金融機関等の加盟店でカードを利用した場合は、1回払いとします。

**第24条（支払い）**

(1) 会員は、当社の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合、カードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって、当社の加盟店に立替払いすることを委託するものとし、カードショッピングの利用代金を当社に支払うものとします。

(2) 会員は、提携機関の債権譲渡方式加盟店でカードショッピングをした場合に、カード利用代金債権について次の債権譲渡が行われることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
①加盟店契約会社に対する、提携機関加盟店からの債権譲渡。
②提携機関に対する、提携機関加盟店または加盟店契約会社からの債権譲渡。
③当社に対する、提携機関加盟店、加盟店契約会社または提携機関を通じての債権譲渡（ただし、MasterCardを利用した場合のみ）。

(3) 会員は、提携機関の立替払い方式加盟店でカードショッピングをした場合に、カード利用代金について次の立替払いが行われることを、あらかじめ同意するものとします。
①加盟店契約会社による、提携機関加盟店への立替払い。
②提携機関による、提携機関加盟店または加盟店契約会社への立替払い。

(4) 会員は、第2項3号の場合を除き、当社に対して、カード利用代金を負担する提携機関加盟店、加盟店契約会社または提携機関に立替払いすることを委託し、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(5) 毎月7日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）を約定支払日とし、ショッピングの利用代金は、原則として毎月10日に締切り、前月11日から当月10日までのご利用分を翌月の約定支払日に支払うものとします。なお、事務上の都合により翌々月以降の約定支払日からお支払い頂くことがあります。

(6) ショッピング利用代金が外国通貨建の場合、当社よりお支払の提携するクレジットカード会社が定める基準レートに事務処理費用として1.63%を加算したレートによって外国通貨建のショッピング利用代金を円換算した円貨により、国内カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

(7) 1回払い、2回払い、ボーナス一括払いを指定した場合は、手数料の負担はありません。また、リボルビング払い、分割払い（2回払いを除く）を指定した場合、ショッピング利用代金に所定の手数料が加算されます。

(8) 第23条第7項に定める支払区分に応じた支払時期および支払金額は次の各号によるものとします。
①2回払いの場合
当該ショッピング利用代金の半額（1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します）を、翌月および翌々月の約定支払日にそれぞれ支払うものとします。
②ボーナス一括払いの場合
前年12月11日から当年7月10日までの当該ショッピング利用代金については、当年8月の約定支払日に、また当年7月11日から当年12月10日までの当該ショッピング利用代金を、翌年1月の約定支払日に全額を支払うものとします。
ただし、加盟店もしくは提携機関によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。
③リボルビング払いの場合
リボルビング払いによるショッピング代金については予め会員が指定した支払金額（以下「弁済金」といいます）を毎月支払うものとし、この弁済金には、毎月10日の締切日のリボルビング払いに係る利用代金の残高（以下「リボルビング利用残高」といいます）に対して、月利1.1%（実質年率13.2%）を乗じた手数料を含むものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
なお、リボルビング利用残高が弁済金の額に満たない場合は、当該金額が支払い金額となります。また、当社が認めた場合、本会員は弁済金の額の変更および増額返済の変更をすることができます。
（弁済金の具体的算出例）
リボルビング利用残高が100,000円の場合
弁済金　10,000円（定額）
内訳　手数料充当分　100,000円×13.2%/12カ月＝1,100円
元本充当分　10,000円－1,100円＝8,900円
※ボーナス月加算がある場合は、上記と異なる場合があります。
④分割払いの場合
分割払いの支払回数、実質年率、分割払い手数料は次表の通りとし、分割支払金は、ショッピング利用代金に分割払手数料を加算した金額となります。また、月々の分割支払金は分割支払総額を支払回数で除した金額となります。ただし、月々の支払額の単位は1円とし端数が生じた場合は、初回に算入致します。なお、ボーナス併用分割払いのボーナス加算月は、夏季8月、冬季1月とし、ボーナス加算総額は、当該ショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1円単位で均等分割できる金額とします）し、その金額を毎月の均等支払額に加算して支払うものとします。
（分割支払金の具体的算出例）
利用代金100,000円を10回払いで利用した場合
分割払手数料　100,000円×5.5円/100円＝5,500円
支払総額　100,000円＋5,500円＝105,500円
分割支払金（月々の支払額）105,500円÷10回＝10,550円

表（支払回数・支払期間と実質年率）

| 支払回数 | （回） | 3 | 5 | 6 | 10 | 12 | 15 | 18 | 20 | 24 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支払期間 | （月） | 3 | 5 | 6 | 10 | 12 | 15 | 18 | 20 | 24 |
| 実質年率 | （%） | 9.9 | 11.0 | 11.2 | 11.8 | 12.0 | 12.1 | 12.2 | 12.2 | 12.2 |
| 利用代金100円あたりの分割手数料の額 | （円） | 1.65 | 2.75 | 3.3 | 5.5 | 6.6 | 8.25 | 9.9 | 11.0 | 13.0 |

※ボーナス併用払いの実質年率は、上記と異なる場合があります。

**第25条（早期完済の場合の特約）**

支払区分が分割払いの場合であって、本会員が当初の契約通りにショッピング利用代金の分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払日間内の途で残金を一括して支払ったときは、本会員は78分法またはこれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料を当社に請求することができるものとします。

**第26条（明細）**

当社は、本会員の約定支払額、リボルビング・分割払い利用残高等（以下「明細」といいます）を本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に当社に申し出るものとし、期間内に申し出がない場合は請求内容等を承認したものとみなします。

**第27条（ショッピング利用代金等に係る遅延損害金）**

(1) 会員がショッピング利用代金等の支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合は、商事法定利率（年6%）を乗じた額を超えないものとします。

(2) 当社が第15条の規定により期限の利益を喪失した場合、会員は期限の利益喪失の日から完済に至るまでショッピング利用代金等の支払金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合は、商事法定利率（年6%）を乗じた額を超えないものとします。

**第28条（再振替費用等）**

(1) 会員は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いのお支払いを遅延された為に当社が金融機関へ再度口座振替（以下「再振替」といいます）を依頼したときは再振替手続手数料として再振替手続1回につき500円（税抜）を、また当該再振替によるお支払いができないことによって、振込手続のための督促を受けた場合、当社の督促手続回数1回につき500円（税抜）を、それぞれ別に当社へお支払いいただきます。

(2) 当社は、会員が前項の再振替によるお支払いを連続3回以上されないときは、残債務を会員で支払方法を自動振替から振込に変更できるものとします。この場合、当社は会員に振込用紙を送付します。会員は振込時、

振込手数料のほか、振込用紙作成費用として振込手続回数1回につき500円（税抜）をいただきます。

(3) 会員が、当社に支払う費用等について新たに会社法2編が適用された場合、または会社法2編（消費税等を含む）が変更された場合は、会員は当該会社法2編適当施行または当該期間分を負担します。

**第29条（支払条件と支払方法）**

(1) 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該会員に対する役務の提供を停止することができるものとします。

① 商品等が引渡し、移転または提供されないとき

② 商品等に瑕疵（欠陥）があるとき

③その他商品（瑕疵）の販売、役務の提供に関連して加盟店に対して生じている事由があるとき

(2) 当社は、本会員が第1項による支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは直ちに所定の手続きを取るものとします。

(3) 本会員が第2項の申し出をするときは、会員は下の第3項に定める事由を記載した書面（資料名および当社が指定した事項）を当社に提出するものとします。また、当社が必要があるときは、本会員は本会員に対して当該書面の提出を求めることができます。

(4) 本会員が第2項の申し出をするときは、速やかに第1項に定める事由を記載した書面（資料名および当社が指定した事項）を当社に提出するものとします。

**第30条（電子マネーによる支払）**

(1) 第1項の規定にかかわらず、次の例外的に該当するときには支払いの停止をすることはできないものとします。

① 定期預金、投資信託預金や会員にとって商品（ただし、裏務投資は除く）販売・建築物・建築物・建築物